

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～(抜粋)

〔平成22年12月28日 閣議決定〕

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

関西広域連合からの出先機関移譲要望

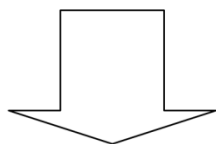
平成 23 年 5 月 26 日 関西広域連合

“丸ごと移管”を求める国の出先機関について

第6回連合委員会(4月28日開催)において、

- ・連合の現行事務に関係の深い機関
- ・全国知事会が重点分野と位置づけるなど、地方が特に移管を求めてきた事務に関係の深い機関の観点から第1ステップとして移管を求める機関の候補として次の5機関を選定。

【近畿農政局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、近畿地方環境事務所】



関西と同様の動きを具体化している九州知事会と共闘して移管を進めるため、同知事会と調整の上、第1ステップとして移管を求める機関を重点化

関西広域連合は、まずは次の3機関の移管を(九州知事会とともに)国に求める。

- ・近畿経済産業局
中小企業支援対策を中心に広域連合や府県事務と関係が深い機関で、移管により、地域で総合的な産業政策を展開できる。
- ・近畿地方整備局
全国知事会で最重点分野と位置づけられた直轄国道・河川等住民生活に直接影響する基本的なインフラ整備を担う機関で、地域振興・安心安全の確保に欠かせない。
- ・近畿地方環境事務所
山陰海岸国立公園の管理等を担う機関で、広域連合が担う山陰海岸ジオパークの推進にあたり、移管により、景観保全や地域振興など総合的な行政を展開できる。

※九州地方知事会も同様の要望を提出(5/26)

地方環境事務所について

地方環境事務所は、国の環境政策の企画立案に必要な地域の情報の収集及び地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境政策の展開を図るため、平成17年10月、環境省の地方支分部局として全国7箇所を設置された。

地方環境事務所

全国7カ所
(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

事務所・自然保護官事務所等

91カ所

定員 399名(平成23年度末)

うち 近畿地方環境事務所 45名(うち現場の自然保護官は 7名)

うち 九州地方環境事務所 50名(うち現場の自然保護官は11名)

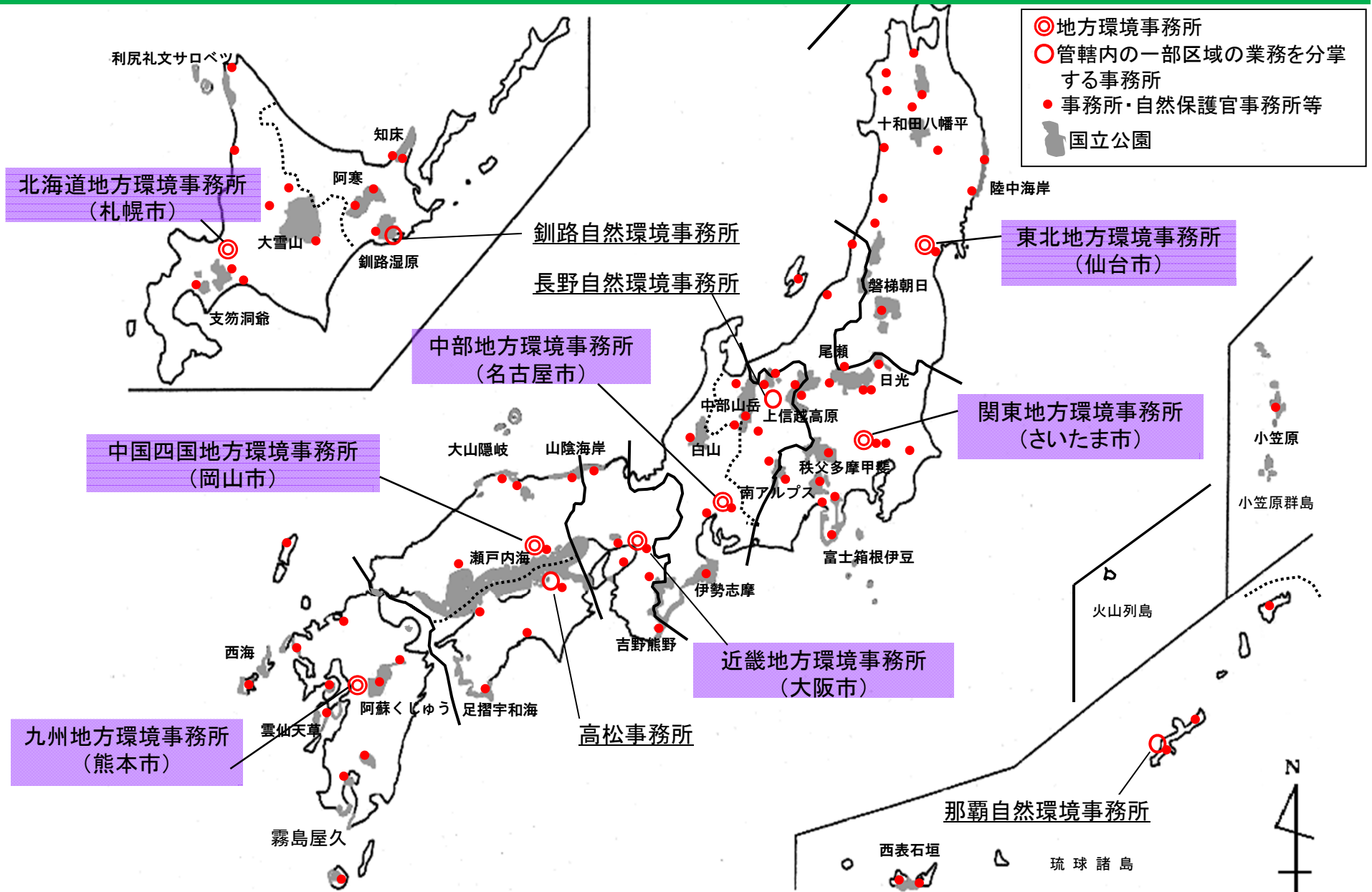
予算 54億円(平成23年度当初予算)

(内訳) 人件費: 27億円

一般管理費: 10億円

政策事業費: 16億円

地方環境事務所の位置図



注) 瀬戸内海を除き、複数のブロックにまたがる国立公園は主たる事務所が一体的に管轄

地方環境事務所の主な業務

総務課

- 事務所の業務に関する予算・決算など会計業務
- 職員の給与・福利厚生、事務補佐員の採用など人事業務
- 環境省所管の国有地など国有財産の管理
- 地域の環境情報の収集・本省への送付（個別課題は各課で収集）
- 要人の現地視察時の受け入れ準備

廃棄物・リサイクル対策課

- 廃棄物の輸出入に関する事務
- 特定有害廃棄物等の輸出入に関する事務
- 家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、及び自動車リサイクル法に基づく報告徴収・立入検査
- 廃棄物処理法に基づく緊急時の立入検査等
- 廃棄物処理法に基づく無害化認定業者に対する報告徴収・立入検査
- 災害時におけるがれき処理に関する事務

国立公園・保全整備課

- 国立公園の公園計画、管理計画の策定・見直し
- 国立公園の保護のための規制、巡視・調査
- 国立公園事業の実施（自然再生事業・生態系維持回復事業の実施、歩道・ビジターセンター等の整備）
- 国立公園等における適正な利用指導・自然解説等
- 原生自然環境保全地域・自然環境保全地域の規制
- 世界自然遺産地域の保全

環境対策課

- 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の報告受理・相談受付
- 地球温暖化防止に関する助成
- 地球温暖化防止に関する普及啓発
- 公害規制法に基づく緊急時の立入検査等
- オフロード自動車排ガス規制法に基づく技術基準適合命令・報告徴収・立入検査
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指導・監督
- 石綿健康被害救済法に基づく申請の経由
- 化学物質審査規制法に基づく化学物質製造量の総量確認等のための報告徴収・立入検査
- 環境影響評価に関する審査
- 環境教育（最新の科学的知見の発信など）

野生生物課

- 国指定鳥獣保護区の規制（＝ラムサール条約登録湿地の保全）
- 希少種の生息地等保護区の規制
- 希少種の保護増殖事業（トキ、ツシマヤマネコ等）
- 鳥獣の輸出入の規制
- 鳥獣保護法に基づく希少鳥獣の捕獲・危険猟法等の許可
- 広域的な鳥獣の保護管理、鳥インフルエンザの蔓延防止
- 種の保存法に基づく象牙等を扱う特定国際種事業の監督
- 外来生物法に基づく飼養等の許可、外来生物の防除事業
- 遺伝子組換え生物規制法に基づく立入検査
- ペットフード安全法に基づく報告徴収・立入検査

※青字：現場に自然保護官も配置しているもの

（新）福島環境再生事務所
…特定廃棄物の処理
及び除染の措置

地方環境事務所に関するこれまでの経緯

